



クラウドファンディング活用型 まちづくりファンド支援業務のご案内

～志ある資金を活用し、地域資源を最大限に活かした
魅力的な”市民主体のまちづくり”を応援～



街の景観・歴史的建造物を保存
するためカフェとして再生



貴重な近代建築物を地元の人に
愛される多目的施設として再生

一般財団法人 民間都市開発推進機構

1. クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務とは

活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われる住民等のまちづくり事業を支援するものです。

本業務におけるファンドには、次の2つのタイプがあります。

クラウドファンディング活用型ファンド

- ① 地方公共団体と MINTO 機構の資金拠出により、まちづくりファンドを組成します。
- ② まちづくり事業者(住民等)は、クラウドファンディング^{※1}により個人等から資金提供を受けます。
- ③ クラウドファンディングで、調達目標額(総事業費から自己資金等を除いた額)の1/2以上調達できた場合、原則としてその残額をまちづくりファンドから助成等^{※2}を行います。

※1 寄付型・購入型・貸付型・ファンド型に限る(株式型は対象外)。

※2 貸付型・ファンド型のクラウドファンディングによる場合は、ファンドからは出資により支援。

令和4年度新規制度

共助推進型ファンド

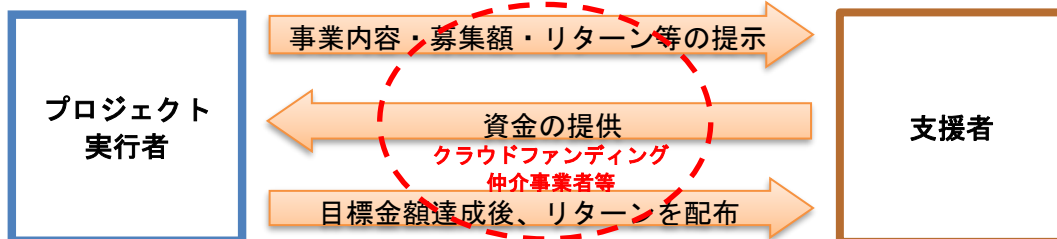
- ① 民間企業や個人等から受けた寄付やふるさと納税を財源とした地方公共団体の資金拠出と、MINTO 機構の資金拠出により、まちづくりファンドを組成します。
- ② まちづくり事業者(住民等)が、都市利便増進協定等^{※1}の地域の自主的な協定(以下、「協定」とします。)の策定に参画し、協定に事業を明記します。
- ③ 事業を記載した協定について、協定締結後、市町村長の認定^{※2}を受けます。
- ④ 協定に基づく事業に対し、対象事業費を上限に助成等を行います。

※1 都市利便増進協定等:都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定

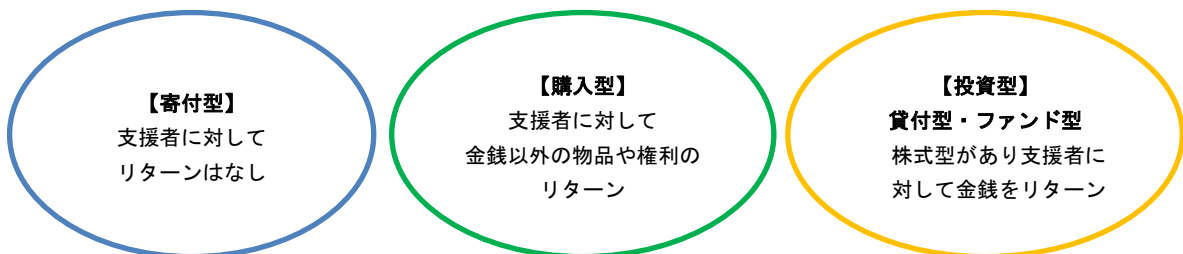
※2 認定には、あらかじめ都市再生整備計画または立地適正化計画に、協定に関する基本的事項(対象区域、施設の整備・管理)が記載されていることが必要です。

●クラウドファンディングの仕組み

クラウドファンディングとは、インターネット上で自分の活動を発信することで、共感し、応援してくれる仲間(支援者)を募り、お金を集める仕組みです。

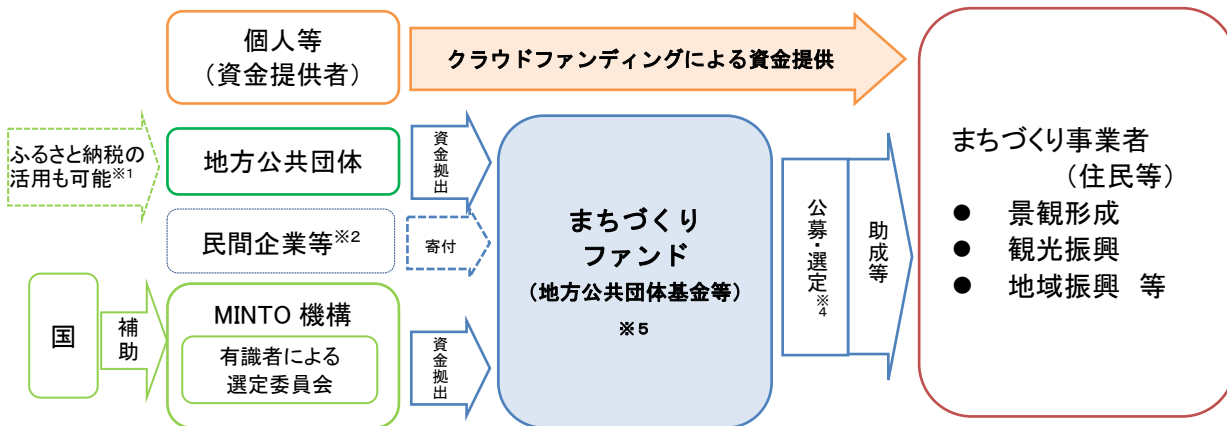


クラウドファンディングは、一般的に大きく3つの種類に分類することができます。

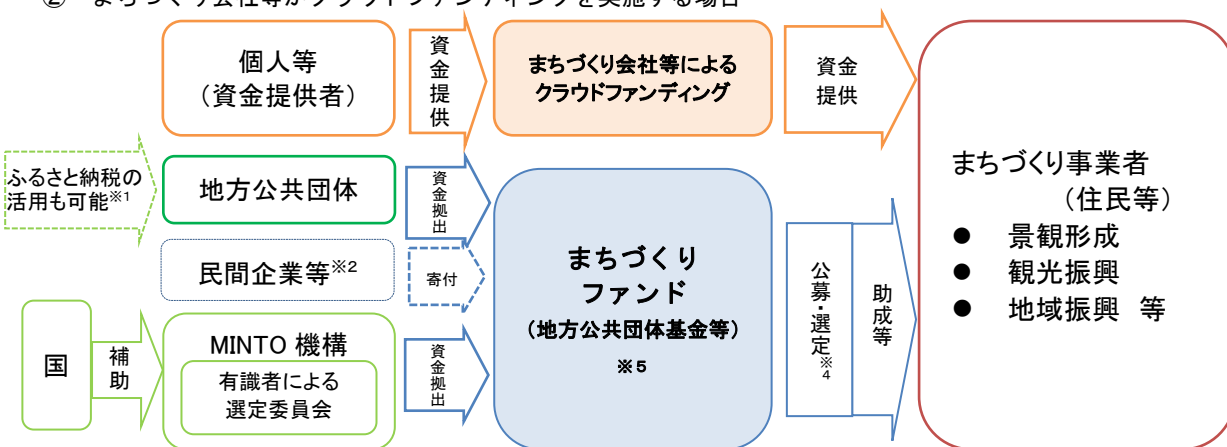


2. 支援の仕組み(クラウドファンディング活用型ファンド)

① まちづくり事業者が一般的なクラウドファンディングを実施する場合



② まちづくり会社等がクラウドファンディングを実施する場合※3



※1 地方公共団体の拠出金の財源として、ふるさと納税による寄付金を活用することも可能です。

※2 民間企業等からの寄付を受けるか否かは任意です。(寄付がある場合、地方公共団体からの拠出額と民間企業等からの寄付額の合計が、MINTO機構の拠出額の限度となります。)

※3 まちづくり会社等(地方公共団体を除く)が、まちづくり事業者(住民等)に代わりクラウドファンディングを実施し資金を集めることを想定したケースです。

※4 助成に際し、第三者を入れた審査委員会で選定します。

※5 ファンド資金の用途には、ファンド運営開始に必要な初期費用が含まれます。(地方公共団体基金以外。)

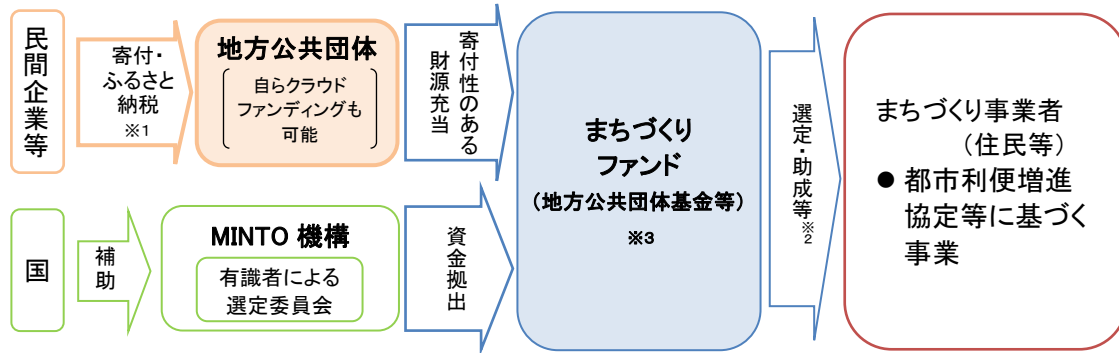
【制度の特徴】

- まちづくりファンド(基金)の新設・既設は問いません。
- まちづくりに資するハード事業であれば、幅広く助成の対象となります。
(ハード事業と一体となるソフト事業も助成等の対象となります。)
- MINTO機構の拠出金は、数年間(最長8年)にわたって活用できます。

まちづくりファンドからまちづくり事業への助成等の条件

- まちづくり事業者(住民等)が設定する調達目標額が、自己資金等を勘案して、当該事業の総事業費を確保するために必要な水準に設定されていること。
- クラウドファンディングによる調達額が、調達目標額の1/2以上であること。
- クラウドファンディングで、調達目標額の1/2以上調達できた場合、原則としてその残額を助成することができます。(ただし、クラウドファンディングによる調達額が調達目標額の1/2を超えた額について、自己資金等を減額し、助成金の額(調達目標額の1/2)は減額しないこともできます。)
- まちづくり事業により相当の収益が認められた場合、助成した資金の全部または一部をまちづくりファンドに納付いただく場合があります。

3. 支援の仕組み(共助推進型ファンド)



※1 民間企業や個人等から寄付、またはふるさと納税が必要です。

※2 助成に際し、第三者を入れた審査委員会で選定します。

※3 ファンド資金の用途には、ファンド運営開始に必要な初期費用が含まれます。(地方公共団体基金以外)

【制度の特徴】

- まちづくりファンド(基金)の新設・既設は問いません。
- 都市利便増進協定等に基づくハード事業であれば、事業費総額を上限に助成の対象となります。(ハード事業と一体となるソフト事業も助成等の対象となります。)
- MINTO 機構の拠出金は、最初に拠出した日から5年間にわたって活用できます。

4. まちづくりファンドへの MINTO 機構の支援内容等

(1) MINTO 機構の拠出金額

MINTO 機構の拠出金額は、次の①②のうち少ない金額が限度となります。

- ① まちづくりファンドの規模、助成の対象等を考慮し、最大1億円まで
(共助推進型ファンドの場合は、地方公共団体が個人又は法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出の額又は1億円のうち、いずれか少ない額まで)
- ② 当該まちづくりファンド総資産額(MINTO 機構拠出分を含む※)の1/2

※ 応募時点では、予定額で構いません。

(2) 支援対象のまちづくりファンド

MINTO 機構が資金拠出するまちづくりファンドは、次のいずれかのうち、地方公共団体が資金の一部を拠出するものが対象です。

- ・地方公共団体が設置する基金
- ・公益法人(公益財団法人又は公益社団法人)
- ・公益信託
- ・市町村長が指定する NPO 等の非営利法人※1
- ・指定まちづくり会社※2
- ・復興まちづくり会社※3

なお、ファンド組成の予定段階での応募が可能です。(MINTO 機構からの資金拠出時までにはファンドが組成されている必要があります。)

また、ファンドの資産は、まちづくり事業への助成等のほか、ファンド設置者(地方公共団体を除く)がファンドの運営を開始するために必要となる初期費用にも使用できます。

※1 市町村長が指定する NPO 等の非営利法人とは、都市再生推進法人、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、防災街区整備推進機構、緑地保全・緑化推進法人等として指定された非営利法人をいいます。

※2 指定まちづくり会社とは、都市再生推進法人として指定されたまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社のうち、本制度に関連する利益を配当に充てないものをいいます。

※3 復興まちづくり会社とは、別に定める要件に適合するものをいいます。

まちづくりファンドの選考

お申し込みいただいたまちづくりファンドに対し、MINTO 機構に設置するまちづくりファンド選定委員会※の議を経て、支援の対象となるまちづくりファンドを決定します。

まちづくりファンド選定委員会においては、まちづくり事業に対する様々なアドバイスを受けられ、まちづくりの参考としていただけます。

※ 選定委員会は、まちづくりの有識者により構成されています。

5. クラウドファンディング活用型まちづくりファンドから助成対象となる事業の例

MINTO 機構の拠出金は下記の事業に活用できます。

○まちづくり事業の例

【景観形成やグリーンインフラの整備※に資する事業】

- ・街並み景観に配慮したファサードの改修、
植栽や花壇の設置工事等の緑化活動 など

※ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。



歴史的建造物を活用して
体験型観光施設として改修

【まちの魅力向上に資する事業】

- ・シンボル施設の整備、
ライトアップ設備の整備 など



空き古民家を活用した観光資源
及び地域活性化の拠点整備

【空家等の利活用に資する事業】

- ・空家、古民家、空店舗を活用した
地域交流拠点の整備 など

【伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資する事業】

- ・伝統文化継承のための資料館等の整備
- ・地域の伝統的な町家、歴史的建築物
【倉庫、蔵、住宅等】の保全・改修 など



歴史的建造物をアーティストの
シェア工房・イベントスペース
などとして改修

【安心安全なまちづくりに資する事業】

- ・バリアフリー化のためのスロープの整備 など

【観光振興に資する事業】

- ・観光物産品の販売施設整備、
観光振興のための案内板の設置 など



地域物産品の販売施設
・食文化発信施設の整備

【被災地支援・震災復興に資する事業】

- ・継続的なボランティア活動のための施設の整備
(新設、改修)
- ・被災した施設等の復旧・再生 など

注) 本来、地方公共団体等が実施すべき事業を除きます

○助成対象となるソフト事業の例

◆クラウドファンディングの実施に関連した経費

- ・クラウドファンディング仲介事業者への委託費用
- ・クラウドファンディング実施のためのホームページの作成、返礼品の管理業務等に関するコンサルティングの費用
- ・資金提供者に対してクラウドファンディング事業のPR、広報を実施するための費用

◆その他の経費（什器等の購入費用）



一般財団法人民間都市開発推進機構

〒135-6008 東京都江東区豊洲3丁目3番3号豊洲センタービル8F

まちづくり支援部 TEL : 03-5546-0797、FAX : 03-5546-0794

HP : <http://www.minto.or.jp/>

公的不動産活用通信(PREメルマガ)のご案内

当機構では、2か月に1回程度、公民連携の新しい動きや関係省庁の動向、公的不動産活用の事例や関連セミナーの紹介など、公的不動産の活用に関連したニュースについて、関係者のみなさまに配信しております。みなさまのご登録をお待ちしております。

(当機構 HP・トップページからもアクセスできます) <http://www.minto.or.jp/products/mailmaga.html>

表紙の写真

【左】江戸時代からの町並みが残る重要伝統的建造物群保存地区の有松で、築100年の空き家をカフェに再生したことで、地区の賑わいに貢献。(なごや歴史まちづくり基金)

【右】ウィリアム・メレル・ヴォーリズが設計した貴重な近代建築物である旧今津郵便局を、コンサート・寄席・講演会・ワークショップ等に活用される施設に再生したことで、地元の方々の交流に貢献(未来ファンドおうみ)